金　額	54			外※	

事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定による特別法人事業税の額又は旧効力暫定措置法」に改める。

別表五㈠の記載要領第三号中「普通法人に」を「普通法人等に」に改め、「金額の計算)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成31年旧法」という。)第64条の４第１項（公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算)」を加え、同号㈡中「第64条の４第１項」の次に「又は平成31年旧法第64条の４第１項」を加え、同号㈢中「第64条の４第２項」の次に「又は平成31年旧法第64条の４第２項」を加え、同号㈣中「第２項」の次に「若しくは平成31年旧法第64条の４第１項若しくは第２項」を加え、同号㈤中「第64条の４第１項」の次に「若しくは平成31年旧法第64条の４第１項」を加える。

別表五㈡の記載要領第三号中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定による特別法人事業税の額又は旧効力暫定措置法」に改める。

別表五の二㈠付表一の記載要領第三号中「普通法人に」を「普通法人等に」に改め、「金額の計算)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成31年旧法」という。)第64条の４第１項（公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算)」を加え、同号㈡中「第64条の４第１項」の次に「又は平成31年旧法第64条の４第１項」を加え、同号㈢中「第64条の４第２項」の次に「又は平成31年旧法第64条の４第２項」を加え、同号㈣中「第２項」の次に「若しくは平成31年旧法第64条の４第１項若しくは第２項」を加え、同号㈤中「第64条の４第１項」の次に「若しくは平成31年旧法第64条の４第１項」を加える。

別表五の二㈡付表の記載要領第三号中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定による特別法人事業税の額又は旧効力暫定措置法」に改め、同第五号中「国税通則法」の次に「(昭和37年法律第66号)」を加える。

別表六㈠の表中

公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配	を	公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配	に、
集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配	を	集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)を除く。)の収益の分配	に、
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配又は割還差益に係る控除を受ける所得税額の計算	を	剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)を除く。)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算	に、

平　・　・			
平　・　・			
平　・　・	を		
平　・　・			
平　・　・			

・　・			
・　・			
・　・	に改め、	同表の記載要領第二号中「「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分	
・　・			
・　・			